

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償 (1) (土地損失補償)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673

南運未任信

昭和三十三年三月二十三日

自民党政調会

総理府南方連絡事務局

御 中

沖繩見舞金十一億の支給について

首題の件の支給については、別添の如き要綱で処理することに政
調審議会及び党総務会において決定せるにつき、御承知願います。

以 上

講和条約発効前の沖縄における米軍使用土地等
に対する見舞金の支給要綱

沖縄における講和条約発効前の米軍使用土地等の損害に対する見舞金の支給に関しては左記により措置するものとする。

- 一 現地において「軍用土地等見舞金処理委員会」を設置せしめる。
同委員会は、琉球政府、沖縄市町村長会並びに沖縄市町村軍用土地委員会連合会よりそれぞれ選出した委員をもつて組織する。
- 二 現地における見舞金の支給事務は、「軍用土地等見舞金処理委員会」がこれに当るものとする。
- 三 見舞金の支給基準並びに支給方法等は現地における「軍用土地等見舞金処理委員会」において立案の上審議決定せしめ、財団法人南方同胞援護会に提出せしめ、同会は政府の承認をうけるものとする。
- 四 見舞金は、財団法人南方同胞援護会を経由して「軍用土地等見舞金処理委員会」に交付するものとする。

元沖繩県県吏員に対する見舞金の支給措置要綱

元沖繩県県吏員に対する見舞金の支給に關しては、左記により措置するものとする。

一 現地において「元沖繩県県吏員見舞金処理委員会」を設置せしめる。

同委員会は、琉球政府、島守の会並びに元沖繩県県吏員恩給促進委員会よりそれぞれ選出した委員をもつて組織する。

二 現地における見舞金の支給事務は「元沖繩県県吏員見舞金処理委員会」がこれに当るものとする。

三 見舞金の支給基準並びに支給方法等は、現地における「元沖繩県県吏員見舞金処理委員会」において立案の上審議決定せしめ、財団法人南方同胞援護会に提出せしめ、同会は政府の承認をうけるものとする。

四 見舞金は、財団法人南方同胞援護会を經由して「元沖繩県県吏員

見舞金処理委員会」に交付するものとする。

沖縄における海外引揚者に対する見舞金の支給要綱

沖縄における海外引揚者に対する見舞金の支給に關しては左記により措置するものとする。

- 一 現地において「海外引揚者見舞金処理委員会」を設けしめる。同委員会は、琉球政府、沖縄在外資産補償獲得期成会よりそれぞれ選出した委員をもつて組織する。
- 二 現地における見舞金の支給事務は、「海外引揚者見舞金処理委員会」がこれに当るものとする。
- 三 見舞金の支給基準並びに支給方法等は、現地における「海外引揚者見舞金処理委員会」において立案の上審議決定せしめ、財団法人南方同胞援護会に提出せしめ、同会は政府の承認をうけるものとする。
- 四 見舞金は、財団法人南方同胞援護会を経由して「海外引揚者見舞金処理委員会」に交付するものとする。

沖繩における海外引揚者に対する見舞金の
支給要綱

沖繩における海外引揚者に対する見舞金の支給に
関しては左記により措置するものとする。

一 現地において「海外引揚者見舞金処理委員会」を設置
せしめる。

同委員会は、琉球政府、沖繩在外資産補償獲得期成
会よりそれぞれ送出した委員をもって組織する。

二 現地における見舞金の支給事務は、「海外引揚者見舞金
処理委員会」がこれに当るものとする。

三 見舞金の支給基準並びに支給方法等は、現地における
「海外引揚者見舞金処理委員会」において立案の上審
議決定せしめ、財団法人南方同胞援護会に提出せしめ、
同会は政府の承認をうけるものとする。

四 見舞金は財団法人南方同胞援護会を経由して「海外
引揚者見舞金処理委員会」に交付するものとする。

元沖繩県吏員に対する見舞金の支給措置要綱

元沖繩県々吏員に対する見舞金の支給に關しては左記により措置するものとする。

- 一 現地において「元沖繩県々吏員見舞金処理委員会」を設置せしめる。
同委員会は、琉球政府、島守の会並びに元沖繩県々吏員恩給促進委員会よりそれぞれ送出した委員をもつて組織する。
- 二 現地における見舞金の支給事務は「元沖繩県々吏員見舞金処理委員会」がこれに當るものとする。
- 三 見舞金の支給基準並びに支給方法等は現地における「元沖繩県々吏員見舞金処理委員会」において立案の上審議決定せしめ、財団法人南方同胞援護会に提出せしめ、同会は政府の承認をうけるものとする。
- 四 見舞金は財団法人南方同胞援護会を経由して「元沖繩県々吏員見舞金処理委員会」に交付するものとする。

第三 沖縄海外引揚者見舞金

一、支給方法

沖縄海外引揚者見舞金は、琉球政府に一括交付し、沖縄における海外引揚者中生活困窮者として琉球政府の選定する者に対し琉球政府よりこれを交付するものとする。

但し琉球政府において適当と認められる場合においては、この見舞金と貸付金として運用したる海外引揚者の自力更生の資金と講ずることが出来たものとす。

二、交付基準並に交付手続

交付基準並に交付手続は琉球政府において、日本政府との協議してこれを決定す。

第三 沖縄繩島有給吏員見舞金

一、支給方法

元沖縄繩島有給吏員見舞金は、琉球政府に一括交付し、琉球政府よりこれを交付す。

備考

本土に居住するものについては沖縄より内地に送金せしむること。

二、支給基準並に支給手続

元沖縄繩島有給吏員見舞金の支給基準並に支給手続は琉球政府が日本政府に協議して決定す。

別表

沖繩土地等損失見舞金受給申請書

沖繩損失見舞金支給されたく別紙「沖繩損失見舞金に關する調書」を添え申請致します。

昭和 年 月 日

申請者住所
代名



内閣総理大臣 殿

別紙

沖繩土地等損失見舞金に關する調書

申請者代名



項目	員数	金額	備考

琉球
印

(委任書印)

委任状

私 蔵

沖縄市町村長会長 吉元 栄真の代理人と定め、左の権限を委任する。

一、沖縄土地を損失見舞金か支給される場合の請求、領収、配分等に関する措置一切の件。

一、右の件と財団法人南方同胞援護会会長 海沢 敬三に再委任する件。

昭和 年 月 日

現任者
氏名

(印)

註：凡各連記も可

沖縄関係特別措置費(昭和31年度補正第2号)の算出基準及び
交付方法の説明

(科目)

総理府所管

(組織)総理本府

(項)沖縄関係特別措置費

1,100,000,000 円

(算出基準及び交付方法)

講和発効前における沖縄の土地等の損失補償の問題は対木折衝の関係もあり早急に解決することが困難である
ので、関係住民の窮状を考慮し、特別措置として見舞金10億円を支給することに決定したものであり、こ
のほか、沖縄における海外からの引揚者中の生活困窮者及び元沖縄県有給吏員であつて退職料の支
給を受けずにいた者に対する有効適切な措置を琉球政府が講ずることを希望して同政府に、
その財源として1億円を交付することに決定したものである。 24万

なお、これらの見舞金のうち10億円の分はその請求及び受領等に関する見舞金交付該当者の
委任状により、適当なる団体を通じて交付するようは致したいと考えており、また1億円の分
は、琉球政府に一括交付しその配分等を琉球政府に委任することに致したいと考えている。